

度として行われていたものが多く、たとえば、おむつの支給、配食サービス、送迎バスの利用、買い物への同行など。これらは介護保険制度が始まる前に高齢者福祉制度として行われていたものが多く、たとえば、おむつの支給、配食サービス、送迎バスの利用、買い物への同行など。これらは介護保

りません。

一方、介護保険制度に含まれないサービスを、各市町村が、第一号被保険者の保険料を財源として独自に行なうことを「横出し」と言います。

また、介護業界には「上乗せ横出し」という表現があり、これも介護サービスに含まれます。

介護保険で決められたサービス以上ものを提供するのが「上乗せ」。介護保険の限度額を超えた手厚いサービスのことで、訪問介護の時間延長や居宅サービス、福祉器具購入、住宅改修などがこれにあたります。上乗せサービスは、各市町村が独自の判断で利用できるサービスの時間や回数を増やし、介護給付を実施しますが、これを行っている自治体はわずかしかありません。

また、介護業界には「上乗せ横

出し」という表現があり、これも介護サービスに含まれます。

介護保険で決められたサービス以上ものを提供するのが「上乗せ」。介護保険の限度額を超えた手厚いサービスのことで、訪問介護の時間延長や居宅サービス、福祉

器具購入、住宅改修などがこれにあたります。上乗せサービスは、各市町村が独自の判断で利用できるサービスの時間や回数を増やし、介護給付を実施しますが、これを行っている自治体はわずかしかありません。

介護報酬の総額は2014年度で10兆円です。介護報酬に含まれない有料老人ホームの食費や入居一時金などを含めると10兆円を軽く上回る市場規模になるでしょう。

介護報酬の総額は今後も増えていきます。今、65歳以上を高齢者

金額で示すといくらぐらいなのでしょうか？

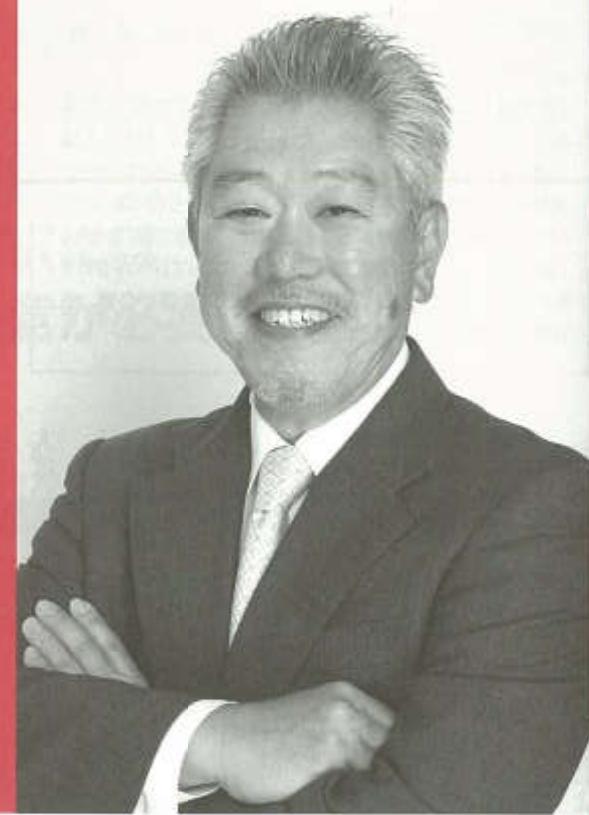
現在、介護報酬の総額は201

4年度で10兆円です。介護報酬に含まれない有料老人ホームの食費や入居一時金などを含めると10兆円を軽く上回る市場規模になるでしょう。

2040年まで右肩上がりの介護産業。今後さまざまな変化が起こる可能性が

田村明孝 たむら・あきたか

1987年「タムラ企画」(現タムラプランニング&オペレーティング)を設立し代表に就任。有料老人ホーム、ケア付き高齢者住宅などの開設コンサルティングを手がけ、約30棟をオープン。事業計画策定は500件以上に及ぶ。日本全国の高齢者住宅のデータベース(46,423件)と日本全国の介護保険居住サービスのデータベース(169,329件)を作成しホーム運営事業者や学術系・シンクタンク・金融機関などに提供。「高齢者の豊かな生活空間開発に向けて」研究会を主宰し、2015年3月に90回目の開催を迎える。一方で、高齢者住宅への入居検討者に対する相談センターも開設している。毎年北欧視察を主宰し、2015年5月開催で36回を数える。認知症ケアの普及にスウェーデンから専門家を招へいし、日本各地で講演活動を行う。



介護ビジネスの
草分けに聞く

INTERVIEW

巨大化する 介護産業の実態と 利用者が知っておくべきこと

介護保険給付は10兆円に及び、この先は20兆円にも膨らむと言われる。介護はすべての人にとって避けでは通れない問題だが、制度が複雑であるだけでなく、サービスもますます多様化しており、利用者がその全体像を把握するのは困難だ。いざというときにベストな選択ができるように、25年以上にわたって高齢者住宅の企画・調査を続けてきたプロに、おさておきたいポイントを聞いた。

取材・文——影山瑞樹

と呼んでいますが、今後は75歳以上の後期高齢者人口が増えて、介護のニーズがもとと拡大していく。それに伴って、介護ビジネスの裾野も広がっていきます。今、団塊の世代が後期高齢者になる2025年が注目されますが、彼らが本当に介護が必要になるのは、2030年からです。それから10年くらいは、要介護認定されるお年寄りが格段に増えます。つまり、介護ビジネスは2040年まで右肩上がりの産業となるはずです。その頃には、介護サービス事業は20兆円規模の産業になると思われます。

——現在、介護ビジネスと呼ばれるのは、どんなものですか？

特別養護老人ホーム(特養)、介護老人保健施設(老健)、グループホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅(サ高住)、通所介護サービス(デイサービス)、訪問介護など、さまざまな業態があります。

特養の待機者は52万人

——特養の現状について教えてください。

特養は各市町村の社会福祉法人が運営しています。在宅での生活が困難で、常に介護が必要とされる高齢者が入所する施設です。施設数は、全国に8782。約51万7000人の利用者がいて、入所を希望している待機者が52万人とも言われています。

ただ、その52万人全員が特養に入れる必要はありません。本当に特養を必要としているのは、その中でも6、7万人くらいだと私は見ています。しかしすぐでも特養への入居が必要な6、7万人の高齢者でも、特養に入れない。

日本の現状では、特養の待機が解消される見込みはまったくありません。しかも、今回の介護保険法の改正で、特養の入所資格は、要介護度3以上の人だけになります。

ただ、意外なことに地方の特養はすごく儲かっている。特別養護老人ホームの運営をすると、国から報酬が出る。これは全国一律です。つまり、同じ報酬でも地方の特養は人件費やそのほかのコストが都市部とは比べものにならないほど安く運営できる。だから、地方の社会福祉法人はどんどん金が貯まってゆくのです。

13年度の特養の収支差益率（企業の利益率にある）は8・7%でした。一般の中小企業の利益率が2・3%であるのに対しても、この数字はとても高いと政府は判断しています。また、社会福祉法人の内部留保の総額は2・5兆円との調査結果が出ています。これは、平均すると1施設あたり3億円以上あります。

●特別養護老人ホームの入所申込者概況

	全体	うち在宅の方	うち在宅でない方
要介護1～2	17.8 (34.1%)	10.7 (20.4%)	7.1 (13.6%)
要介護3	12.6 (24.1%)	6.6 (12.7%)	6.0 (11.4%)
要介護4～5	21.9 (41.8%)	8.7 (16.5%)	13.2 (25.3%)
計	52.4 (100%)	26.0 (49.6%)	26.4 (50.4%)

*上記は、前ページの特別養護老人ホームの入所申込者の状況の概況である。
*要介護1～2の人数には、要支援等で入所申込みをされている方の人数を含む。

*千人未満四捨五入のため、合計に一致しないものがある。

平成26(2014)年3月厚生労働省報道資料

有料ホームとサービス付き高齢者向け住宅の選択には注意が必要

——有料老人ホームの現状について解説してください。

有料老人ホームは、食事や生活支援のついた高齢者住宅のことです。民間企業を中心として、全国に9880施設あります。そのうち、約4割の施設で介護サービスを提供している。有料老人ホームに入居している人は約35万人もいる

万6900人が、約1万2500施設あるグループホームを利用しています。

グループホームを利用する際に必要な費用は、入居一時金が10万円程度、月額利用料は、介護保険の1割負担と、その他生活費として15万～20万円くらいが相場です。しかし、改正介護保険法の施行により、一定以上の所得のある方は2割負担になるでしょう。

デイサービスは、宿泊のない通所介護のことで、保険給付の額が1・3兆円を超える全サービスの約17%を占める人気ぶりでした。厚労省によると、デイサービスを利用した人の数は、平成25（2013）年度で約1488万人です。ところが、改正介護保険法の施行によって、要支援者向けの予防給付のうち、訪問介護と通所介護が国の予防給付から切り離され、市町村の地域支援事業へ段階的に移行されることになりました。利用料金は、国のガイドラインに沿

つて、サービスの単価や基準を各市町村が独自に設定できるようになりますので、市役所などの担当課へ問い合わせるといいでしよう。

——有料老人ホームの現状について解説してください。

有料老人ホームは、食事や生活支援のついた高齢者住宅のことです。民間企業を中心として、全国に9880施設あります。そのうち、約4割の施設で介護サービスを提供している。有料老人ホームに入居している人は約35万人もいる

要介護認定とは？

介護保険制度において、被保険者。

つまり介護保険を払っている人たちが、

介護を受ける状態にあると

保険者（役所）の認定を受けること。

介護認定は、

●要支援1、2 ●要介護1、2、3、4、5

と7つにレベルが分かれている。

「要支援」認定は、身の回りのことは自分でできるが、将来的に介護が必要になると見込まれるので、介護予防の支援を受けることができる。今年4月から施行が開始される改正介護保険法によって要支援は介護サービスから切り離されてしまい、各市町村の財源でサービスを提供することになった。「要介護」は、どの程度介護が必要かによってレベル分けされており、3、4になると、日常生活全般に介護が必要。5はほとんど寝たきりの状態である。

した。
ただ、意外なことに地方の特養はすごく儲かっている。特別養護老人ホームの運営をすると、国から報酬が出る。これは全国一律です。つまり、同じ報酬でも地方の特養は人件費やそのほかのコストが都市部とは比べものにならないほど安く運営できる。だから、地方の社会福祉法人はどんどん金が貯まってゆくのです。

方の社会福祉法人はどんどん金が貯まってゆくのです。
13年度の特養の収支差益率（企業の利益率にある）は8・7%でした。一般の中小企業の利益率が2・3%であるのに対しても、この数字はとても高いと政府は判断しています。また、社会福祉法人の内部留保の総額は2・5兆円との調査結果が出ています。これは、平均すると1施設あたり3億円以

上の内部留保があるということ。中には、内部留保が10億円を超えているところもある。

しかも、社会福祉法人は法人税や固定資産税の納税が免除されています。また、社会福祉法人の内部留保の総額は2・5兆円との調査結果が出ています。これは、平均すると1施設あたり3億円以

つて、多少の金額の違いはあります。ですが、4人部屋など従来型の多床室で約7万4000円～7万800円。従来型の個室で、約9万7000円～10万2000円ですね。

特養以外のサービスの現状

——老健やグループホーム、デイサービスの現状と費用について教えてください。

老健は、介護が必要な高齢者の方が数カ月入所してリハビリを行って、自宅への復帰を目指す施設です。おもに医療法人などが運営している老健は、全国で4103施設あり、約35万人が利用しています。

資金が余っている点と、地方は高齢者がこれ以上増えていかないので、今以上にビジネスを拡大しようと思えば、都市部へ進出するしかない。特養の整備費は4分の3も国と県から補助金が出ることも大きい。元気のいい社会福祉法人で、東京などの都市部へ進出する事業者は今後も増えるはずです。

——特養や老健の月額利用料はいくらですか？

特養の月額利用料は、地域によくいくらいですか？

月額利用料は、多床室で約7万8000円～8万1000円。従来型の個室で、約10万円～10万3000円くらいです。

——グループホームは、認知症の人宅とは何ですか？

が、介護を受けながら少人数で共同生活を行う施設です。およそ17

れた登録制度で、国交省と厚労省の所管になります。

登録の条件は、原則的に一定以上の床面積を有していて、台所や洗面台、水洗便所、浴室などの設備を備えていること。そして、バリアフリー構造であることです。また、入居者への安否確認と生活相談のサービスも必須です。日中はケアの専門家が常駐していることも登録の要件です。

サ高住は特養の代わりになるのか

——サービス付き高齢者向け住宅の現状を教えてください。

現在の登録数は、約17万戸。来年度までは、サ高住に登録した事業者には、一戸あたり100万円の補助金が出るのではまだ増える可能性は高い。

当初、「サ高住は特養の代替だ！」と諷って、「施設の1階にデイサービスがあり、24時間定期巡回も行うので、高齢者は安心し

て暮らせます」なんて宣伝していましたけど、24時間定期巡回の事業所は全国で約500カ所しかなく、そのうちサ高住に併設されている事業所は約100カ所にとどまっている。

厚労省は介護保険法を改正して24時間定期巡回の制度を作りました。本来なら、国交省のサ高住と24時間定期巡回の厚労省の制度が車の両輪となつて進まなければならなかつた。でも、現状はサ高住の登録を行う事業者ばかりが増えた、24時間定期巡回を行う施設は増えない。住宅だけ増えてしまい、入居者が入らない現状のままだと、サ高住はいずれ破綻すると思います。

——サービス付き高齢者向け住宅の現状を教えてください。

厚労省は介護保険法を改正して24時間定期巡回の制度を作りました。本来なら、国交省のサ高住と24時間定期巡回の厚労省の制度が車の両輪となつて進まなければならなかつた。でも、現状はサ高住の登録を行う事業者ばかりが増えた、24時間定期巡回を行う施設は増えない。住宅だけ増えてしまい、入居者が入らない現状のままだと、サ高住はいずれ破綻すると思います。

一方、サ高住は登録に際して、書類1枚で済む。簡易な手続きで登録できるので、今、急増しているのです。では、入所の際に両者をどうやって見分けるかというと、サ高住の場合は住宅なので、入る

——有料老人ホームとサ高住の違いは何ですか？

有料老人ホームは老人福祉法で規定されています。住まいの場や食事サービスなど生活のサポートを提供するのはすべて有料老人ホームです。今のサ高住も、食事サ

ービスを提供しているところは、みんな有料老人ホームです。では、

——良い施設の見分け方はあるのでしょうか？

これから入居する人は、「認知症になつたときに介護してくれますか？」、「認知症のケアプログランは何ですか？」、「認知症の症状が改善された入居者はいますか？」

など、自分が施設へ入る際にどんなサービスを求めているのかを明確にしておく必要がある。「どこへ届け出の必要があります。しかも、30年間の長期事業収支など届け出の際に膨大な資料を提出しないといけません。

一方、サ高住は登録に際して、書類1枚で済む。簡易な手続きで登録できるので、今、急増しているのです。では、入所の際に両者をどうやって見分けるかというと、サ高住の場合は住宅なので、入る

——有料老人ホームとサ高住の違いは何ですか？

有料老人ホームは老人福祉法で規定されています。住まいの場や食事サービスなど生活のサポートを提供するのはすべて有料老人ホームです。今のサ高住も、食事サ

2025年問題

から派生する
新たなニーズ
とは?

団塊の世代が80歳を迎える 「2030年」までに 介護サービスの指向性が変わる

団塊の世代が後期高齢者に達する2025年から、80歳を迎える30年に向けて、介護ビジネスのニーズはピークに達します。そうなると、たとえば特別養護老人ホーム（特養）の4人部屋への入居を嫌がる人も出てくるでしょう。25年以降は利用者のほとんどが「個室を求めれる時代」へ変わる可能性が高いとみています。

これまで、特養の4人部屋の利用者に対して「安いお金しか払っていないのだから仕方ない」という風潮がありました。利用者の個室

ニーズが高まれば施設運営の指向性が変わるかもしれません。費用を払えない人はどうしてもいるはずですから、ある程度の多床室は残されますが、6人や8人部屋は今後なくなると予想しています。

ただし、利用料の自己負担率は上がるでしょうね。今年8月から一定の所得がある人は2割負担になりますが、25年にはその流れがもつと加速しているはずです。それから、増加する認知症患者の介護「ニーズ」に応える認知症ケアグッズなどの分野も成長すると思います。

タムラプランニング&
オペレーティング代表

田村明孝
Akitaka Tamura



※プロフィールは7ページを参照